

## 福祉課長と子ども家庭支援室長への質問項目（5月現在）

質問項目	
1	不登校・引きこもりに関しての数値情報が知りたい（国、県、市、地域等）
2	子どもサポートセンターの方向性（何をやろうとしているのか？）が知りたい
3	不登校・引きこもり対策を東御市内で個別に動いている方や団体を知っているのか？またそういう方たちと協働して行く予定はあるのか？
	令和元年11月市郡調査別不登校児童生徒数の一覧を見るとH30年度ワースト3は佐久市、小諸市、東御市。令和2年度の問題行動資料から東御市だけではない高等学校の中途退学者数値があるが、市行政の中で把握する方法はあるのか？
4	①東御市の不登校者数に対する把握方法と保護者へのサポート体制はどうなっているのか？
5	②学校（先生）、行政、親（PTA）の声の反映だけでなく、当事者の声を聴いているのか？あるのであればどういった内容か？
6	③子供たちに寄り添える人のような育成体制や研修はあるのか？あるのであればどういった内容か？
7	④子供を何とかして学校に戻そうという働きになっていないか？子供にとって、安心・安全場所を学校として作られているのか？
8	⑤これまでの支援方法はあったものがあるのか？そのまま継続で良いと考えているのか？具体的な対策はあるのか？
9	昨年度の活動実績などあれな教えていただきたい。今後の計画や目標はどうでしょうか？
10	多数の組織と連携する動きはありますか？内容の開示はしますか？
	ひきこもりの関する提起資料(3)2019年6月18日長野県プレスリリース「ひきこもり等に関する調査」(4)県民文化部報告書 1) ひきこもり人数の把握方法：調査結果2,290人のうち、該当者の状況で、姿を見たことがない（34%）、見かけることがある（37%）で約70%については実態把握ができていないのではないか？さらに、調査全体のうち生活困窮の可能性は低い1,161人（50.7%）とか支援の必要性だが、どこまで個人情報（収入などの家計、健康状態の把握について）のどの範囲まで民生児童委員や近隣の住民が把握できているのか？2)ひきこもりに至った経緯で、不登校からのひきこもりが11%となっているが、該当者年代で、10代116人中→67.1%、20代225人中→24.4%が報告されている。（県民文化部の報告書8ページ）不登校状態をそのまま継続していたら、多くの方がそのまま中学を卒業したら「ひきこもり」と判断されてしまう可能性がある。ただし、不明やわからないが圧倒的に多いのは現状把握の難しさがあるのか？3)資料はありませんが、内閣府hp「ひきこもり調査」より・H27年全国推計（対象：15才～39才）は54.1万人・H30年全国推計（対象：40才～64才）は61.3万人全国で115万人いるといわれています。日本人口からすると約100人に1人がひきこもりになる
11	①行政としてどのような支援方法を検討しているのか？※調査結果を東御市としてどのように活用しているのか？
12	②本人の希望（気持ち）と家族の望みとの調整はどうしているのか？
13	③新組織の目指すゴールと達成するためのマイルストーンをどう考えているのか？
	東御市 合同会社まるごと、みらい基金、東御市とは違いますが、松本市の「はぐルッポ」や港区の「芝の家」のような多世代が気楽に集まったり、一時的な隠れ家になれる居場所を作れないものかと思います。
14	①東御市でピアサポーター組織はありますか？機能していますか？
15	②居場所づくりの方策がありますか？（財政支援や場所の提供など）
16	③他職種連携の支援体制に向けての研修や育成計画はありますか？

# 東御市のひきこもり支援

～ほどよく田舎 とうみ～



社会的に孤立している人やその家族  
～誰も孤立しない地域を目指す～

東御市 健康福祉部 福祉課

小林 裕次

# どれくらいの方が「ひきこもり」？

## ★ 調査概要

- ・実施時期：平成31年2月～4月
- ・実施機関：長野県・市町村共同実施
- ・調査概要：県内の民生児童委員(5,040人)を対象に、担当地区において把握している情報をアンケート用紙に記入する形式(回収率89.4%)
- ・本調査における「ひきこもり」の定義  
概ね15歳から65歳未満の者で、社会的参加(仕事・学校・家庭以外の人との交流等)ができない状態が6か月以上継続していて、自宅にひきこもり又は時々買物等で外出することがある方

- ★ 長野県全体で2,290人 内、東御市は40人⇒もっと多くの方が悩んでいる？  
(男性72.9%・女性21.8%・不明5.3%) (男性75%・女性22.5%・不明2.5%)

## どのような状況だったら「ひきこもり」？

内閣府：「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

・完全ひきこもり

① 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

② 自室からは出るが、家からは出ない

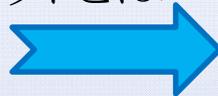
③ 自室からほとんど出ない

・準ひきこもり

① 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する

家や部屋から出れなくても、ネットとはつながっているなど・・・

⇒ 人によって状況は様々



・周囲の人からのわかりにくさ

・現状把握の難しさ

# 支援のイメージ図



## 東御市の主な支援策

- (1) 相談窓口、相談しやすい環境の整備
- (2) 切れ目のない支援体制
- (3) 居場所づくり
- (4) 就労先の確保
- (5) 市民への理解促進・啓発

# (1) 相談窓口、相談しやすい環境の整備

## 1. 相談窓口のわかりやすさ、相談のしやすさ

- 行政の窓口に「ひきこもり相談窓口」と表示
- 出張相談窓口（行政や社協の窓口へ来ることに対するハードルの解消）
  - ア. 月に5回地域へ出向き、身近な場所で相談できる場所を整備（R3～）
  - イ. スーパーなどでの相談会を実施（R3～）
- LINEでの相談（まいさぽ東御の相談体制の中で整備）  
市役所や社協の窓口へ来なくても、電話をかけなくても、LINEで相談できる環境を整備（R4）

## 2. 人材の確保

- 社会福祉協議会 まいさぽ東御へアウトリーチ支援事業を委託  
専門職（社会福祉士）1名を配置（R3～）
- 行政の窓口へひきこもり支援に係る専門職員を配置  
専門職（精神保健福祉士兼保健師）1名を配置（R4～）

# (1) 相談窓口、相談しやすい環境の整備

## 3. 困っている方の把握

### (1) ケアマネなどの支援者との連携

家庭の状況をよく知っているケアマネとの連携

※すぐに行政に情報を伝えて欲しいのではなく、施設への入所や介護サービスの利用など、これまで家族の生活を支えてきた年金などを親自身のために使わなくてはいけなくなった時、また、将来について相談したいとその家族が思っている時、相談できる場所が市内にもあることをケアマネにも知っておいてもらい、いざという時にその家庭にもそっと伝えてもらいたい。

### (2) 民生児童委員など地域の皆様との連携

相談できる場所があることの周知や「ひきこもり」への理解、学習会の開催

## (2) 切れ目のない支援体制整備

### ひきこもりになる前の予防

#### ・教育委員会や学校との連携

義務教育下の**不登校の頃から継続的な家庭や本人への関わりを持つ**ことで、卒業後困った時に相談できる場所があることを知ってもらう。 ※まいさぼと高校との連携を実施

#### ・子どもサポートセンターとの連携

令和4年度から、**行政の縦割りを解消**するために、教育委員会と、福祉課(貧困対策・母子相談員・高齢者対策)、健康保健課(精神保健)、子育て支援課(保育・子育て)について、社会福祉士や保健師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員で構成する「**子どもサポートセンター**」を立ち上げました。**0歳から概ね18歳までの総合相談窓口**

※これまでどこに相談すればいいのかわかりにくかった**窓口を一本化**

(縦割行政の解消) ⇒ 19歳からは福祉課が窓口

急に担当部署が変わるのではなく、ずっと一緒にかかわり続ける。

## (3) 居場所づくり

子どもだれでも居場所「くるme」 社会福祉協議会で月に1日開催(2018年2月～)

○くるむ(包む) ○「私me」のところに来る ○クルミ(東御市名産)

### (1) 目指しているもの

- ここに集う人みんなが「居場所」の構成員  
みんなが「居場所」を楽しむ人
- ほっとする、安心できる、楽しい
- 子どもなど参加者が、生活習慣や文化  
を学び、体験ができる場に



- 支えてと受け手に分かれたい
- 「求めるもの」は人それぞれ
- 人との出会いを通して育み合う

## (3) 居場所づくり

### (2) 主な参加者

ひとり親家庭や不登校の児童生徒、生活困窮世帯の方、**ひきこもりの方**、**地域で孤立している方**、家庭や学校以外の居場所や支え手が不在、外にでる機会が少ない、コミュニケーションが苦手、支援に介入しづらい家庭

いつも楽しみにしてる、時々来てほっとする、辛い時一回だけ行って気持ち楽になった  
…その人、家族にとって意味ある場になれば…

### (3) 構成員(多機関連携)

地域のボランティア、大学生、まいさぼ、みまき福祉会、身体教育医学研究所、福祉課(母子相談員など)、子どもサポートセンター(家庭児童相談員など)

## (3) 居場所づくり

### (4) 主な行事

カヌー等外遊び、気軽にできるワークショップ、昼食づくり(毎回15世帯子ども30人ほど参加)

### (5) 効果

なかなか会うこと、会わせてもらえることもできない家庭

- ・ この居場所を通じて普段なかなか会えない、介入しづらい家庭に入れるきっかけに・・・
- ・ この活動を通じた家庭からの信頼の確保
- ・ 親もほっとする時間
- ・ 手のかかる子どもの世話から一時的に離れることができる場で、親のストレス解消にも・・・
- ・ **相談という堅苦しい場所ではなく、こんな場所だからこそ**、普段困ったことや愚痴も言ってくれる

### (3) 居場所づくり

#### これからの課題

- ・複数個所での開催や開催回数の増
- ・トワイライトステイ(夕方～夜の居場所)くるMeプラス
- ・はべすとの会  
(身寄りのない人・単身者への支援) 孤独対策

## (4) 就労先の確保

### 1. 農福連携の取り組み

行政と社会福祉協議会、農家と一緒に検討をはじめた  
これまでも、ひとつの事業所とひとつの農家の間では行っていた

仕事生活サポーター ↓ 長野県セルフセンター協議会

市全体で点と点ではなく面と面で結び付けられるような体制整備  
コーディネーターの配置

# (4) 就労先の確保

## 2. 就労準備支援事業 ～くるmeここから～

社会福祉協議会 まいさぽで月2回実施（令和2年1月～）

すぐに就労が難しい人への支援

### 生活のこと

- リズムを整える  
(朝起きて、日中は活動し、  
夜は寝る)
- 予定を作る
- 体や心の状態を整える
- 自分を知る

### 社会に出ること

- 「居場所」に参加する
- ボランティアをする
- 人と話をする
- コミュニケーションの仕方を  
学ぶ・練習する

### 仕事のこと

- 自分に合う仕事を探す
- 職場の見学をする
- 就労の体験をする
- 履歴書の書き方を学ぶ
- 就職面接の練習をする

## これまでの取組(R3年度から)

- ★令和3年度から「アウトリーチ支援事業」を開始  
市から社会福祉協議会へ委託

アウトリーチ支援事業としてかかわってこれた家族(当事者含む) 23世帯

内、一般就労や福祉的就労につながった人 6人

- ◎ 将来に不安を感じた、一步踏み出せた家族や当事者 ⇒ 相談につながる
- ◎ 今がなんとかかなっている。将来を考えたくない。 ⇒ 相談につながりにくい

  
行政として大きな課題

## ❖ 20代男性・高校卒業後、家居数年 「3年間の様々な体験から本格就労へ」

まいさぼの支援員とともに、  
一人の「仕事・生活サポーター」の応援

- 最初は、目を合わせることに自信がない
- 就労準備支援事業で様々な経験
- 就労体験とプチバイト → アルバイトへ(計2か所)
- 職業訓練校にもチャレンジ
- まいさぼと繋がり続けながらチャンスを待つ
- 協力事業所で求人募集！ → プチバイトから採用へ
- 採用後、事業所・本人・まいさぼで情報共有や面談(就労継続支援)
- 「先輩」として体験談を語る

喜び  
悲しみ  
厳しさ  
共有

## (5) 市民への理解促進・普及啓発

- 市全体での講演会の開催(R4)
- 各地区での学習会(R4)
- 市報やホームページでの特集(R4)

## 理念 (まだまだこれからではありますが…)

- 支援の押し売りをしない
- そっと寄り添う (見守り)
- ずっと寄り添う (伴走型)
- いつか困ったら相談してください

## 今後のひきこもり支援のあり方検討会委員のことは

1. ひきこもり支援の基本的な考え方  
「知ってください」、「問題視しないでください」、「寄り添ってください」  
「そして、必要としたときに手助けしてください」
2. ひきこもりで悩んだ時に「身近な地域に」まず相談できるところがあることが望ましいが、相談者にとっては離れたところに相談できることを望む人も多くいます。
3. ひきこもり自体が悪いのではなく、ひきこもりに関する問題が増えている。
4. 居場所は「社会とつながれる場・機会」ひきこもり支援のゴールも人それぞれで、社会とつながる、アルバイトができる、就学できる、就労できる など
5. ひきこもりの問題は、家族以外に関わる人がいないこと、孤立していることが問題
6. 支援の中で、できないことをやらせようとして訓練するのではなく、できなくても何とか工夫すること、「その人らしい生き方を支える」



ご清聴ありがとうございました。



2022.6.21 市民まちづくり会議提出

# すべての子どもを大切に守り育てるために ～ “子どもサポートセンター” が目指すもの ～

Yunomaru Highlands

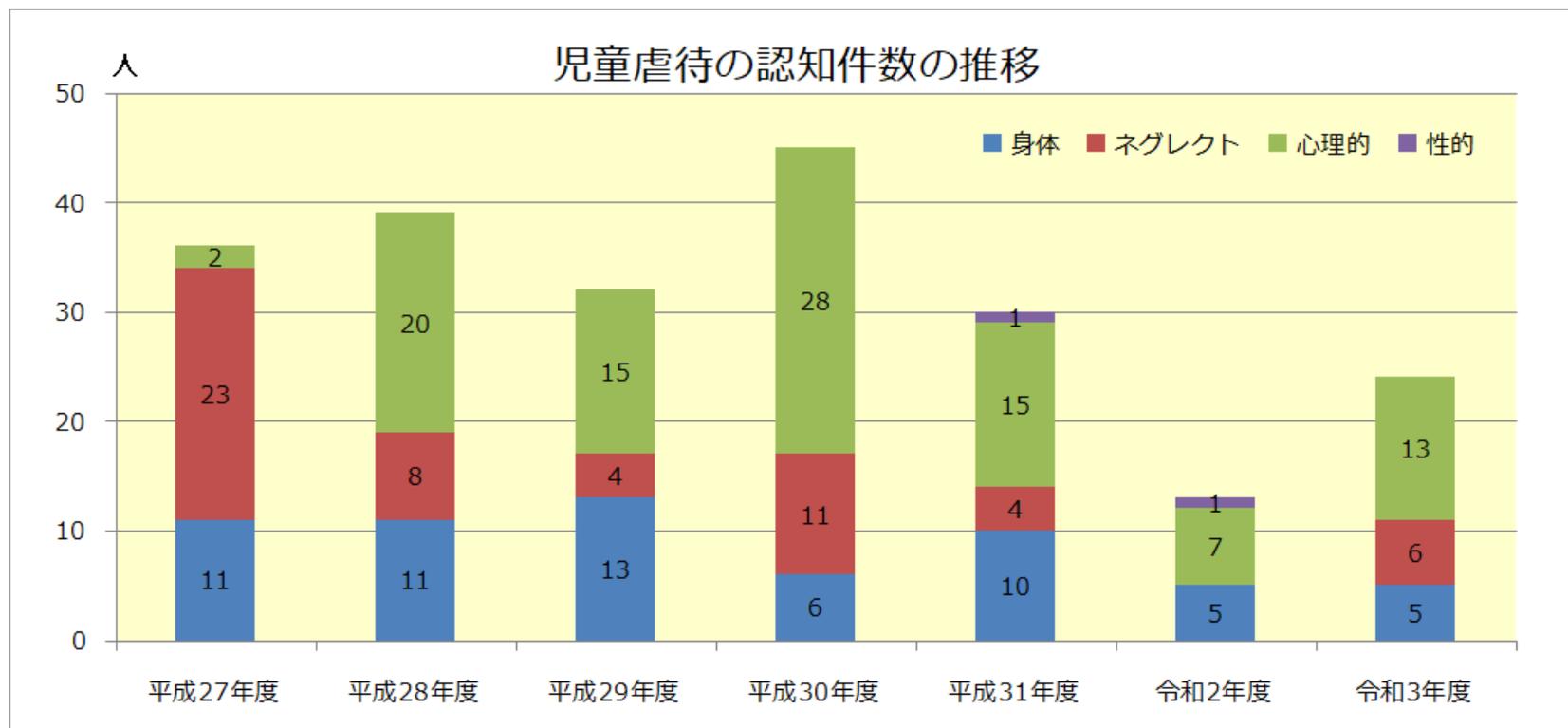
Alt. 1,750m

東 御 市  
健康福祉部 子ども家庭支援室

## I 東御市の子ども・子育てを取り巻く状況①

### ◆ 児童虐待相談対応件数の推移

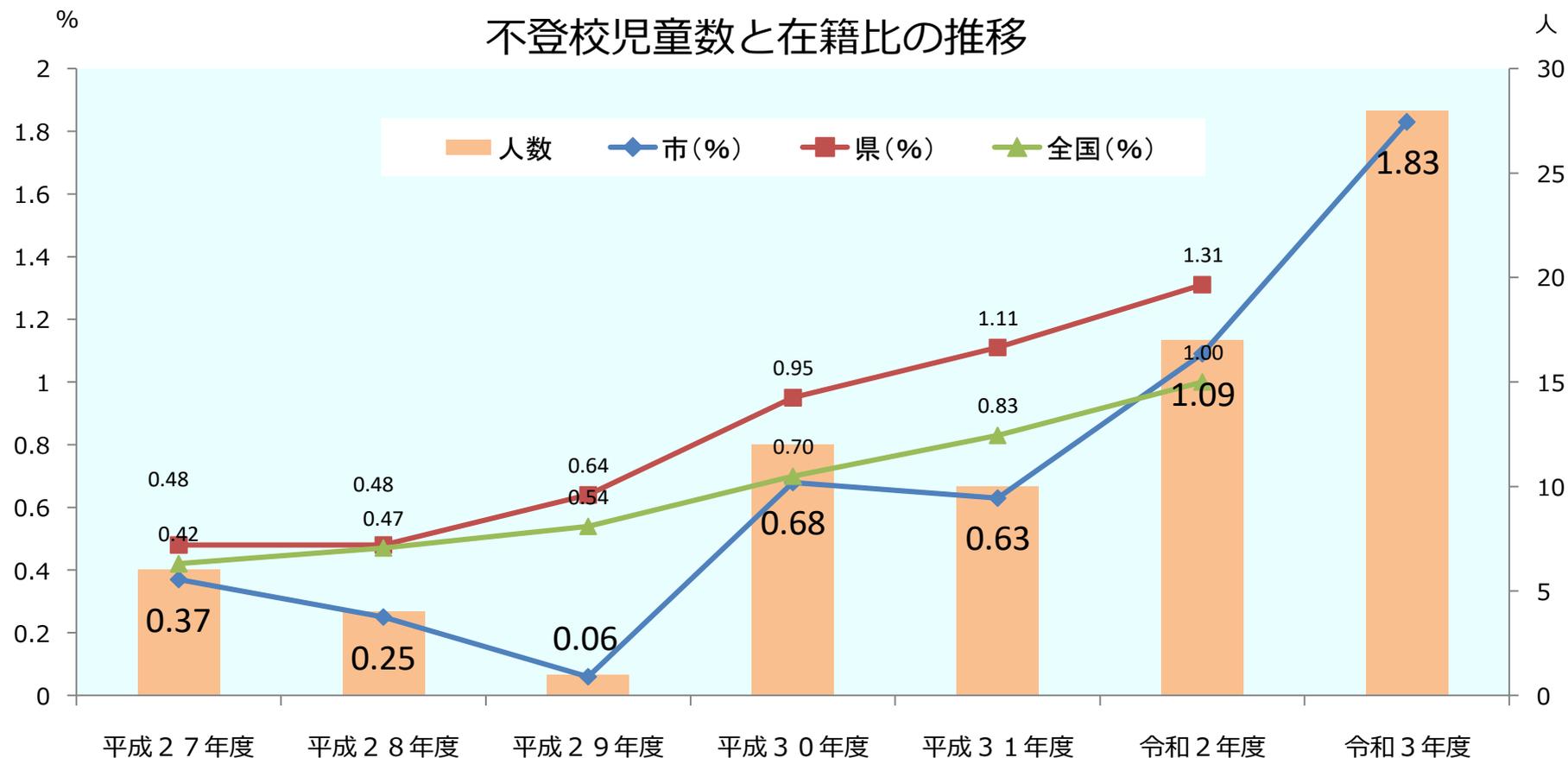
- ・令和2年度の児童虐待相談対応件数（全国）は、20万5029件で、前年度より1万1,249件（5.8%）増え、過去最多を更新。
- ・東御市における令和3年度の児童虐待の認知件数は24件、前年度より11件増となったが、平成30年度をピークに減少傾向。



## I 東御市の子ども・子育てを取り巻く状況②

### ◆ 不登校児童数（小学校）の推移

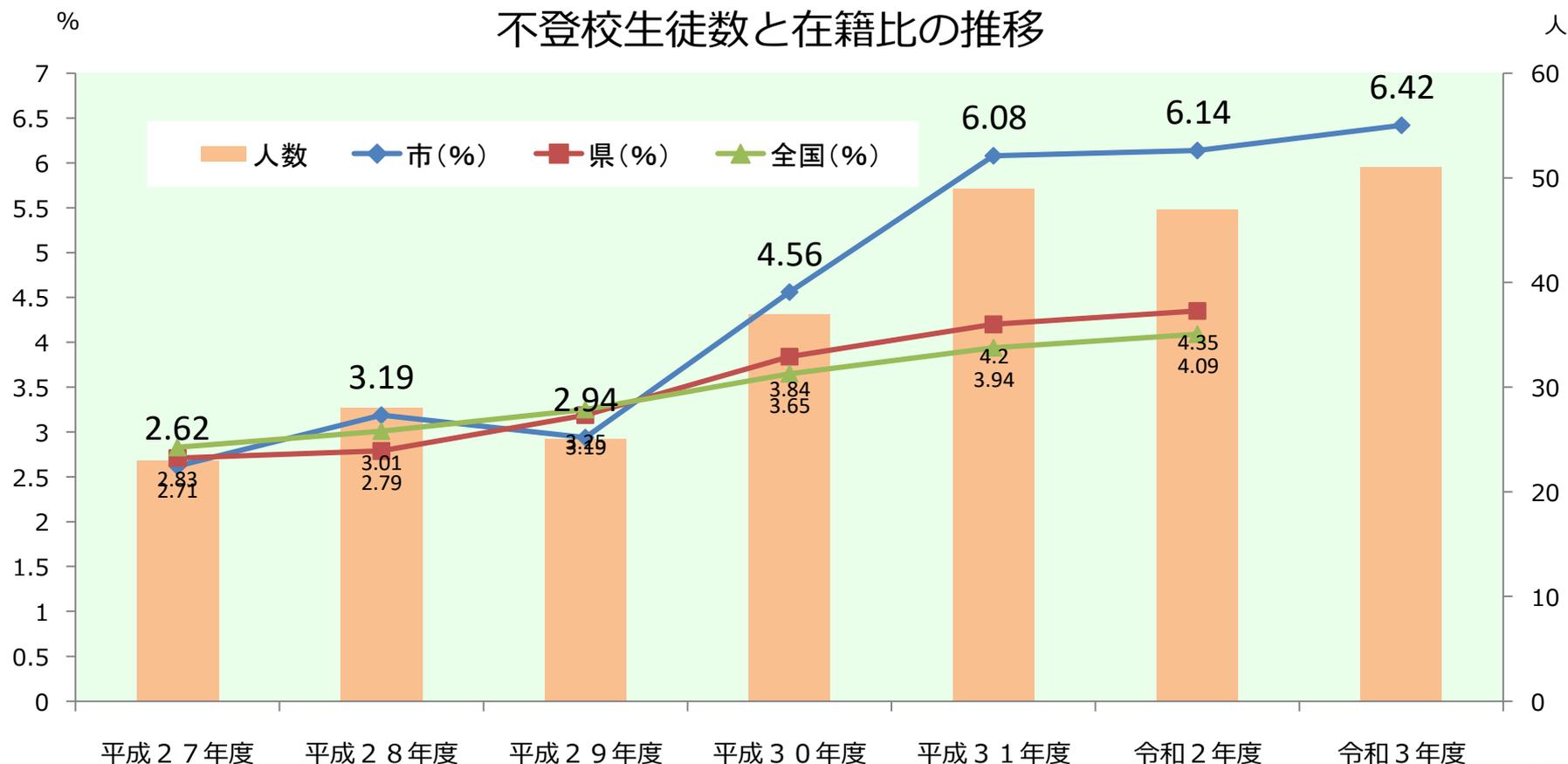
- 令和3年度の不登校児童数は28人（在籍比率1.8%）。この要因としては家庭環境によるものが最も多い。また、初めて県・全国平均を上回ることが予想される。



## I 東御市の子ども・子育てを取り巻く状況③

### ◆ 不登校生徒数（中学校）の推移

- 令和3年度の不登校生徒数は51人（在籍比率6.4%）。この原因としては情緒混乱など精神面での不調によるものが最も多い。H30年度以降、極めて高い水準で推移。

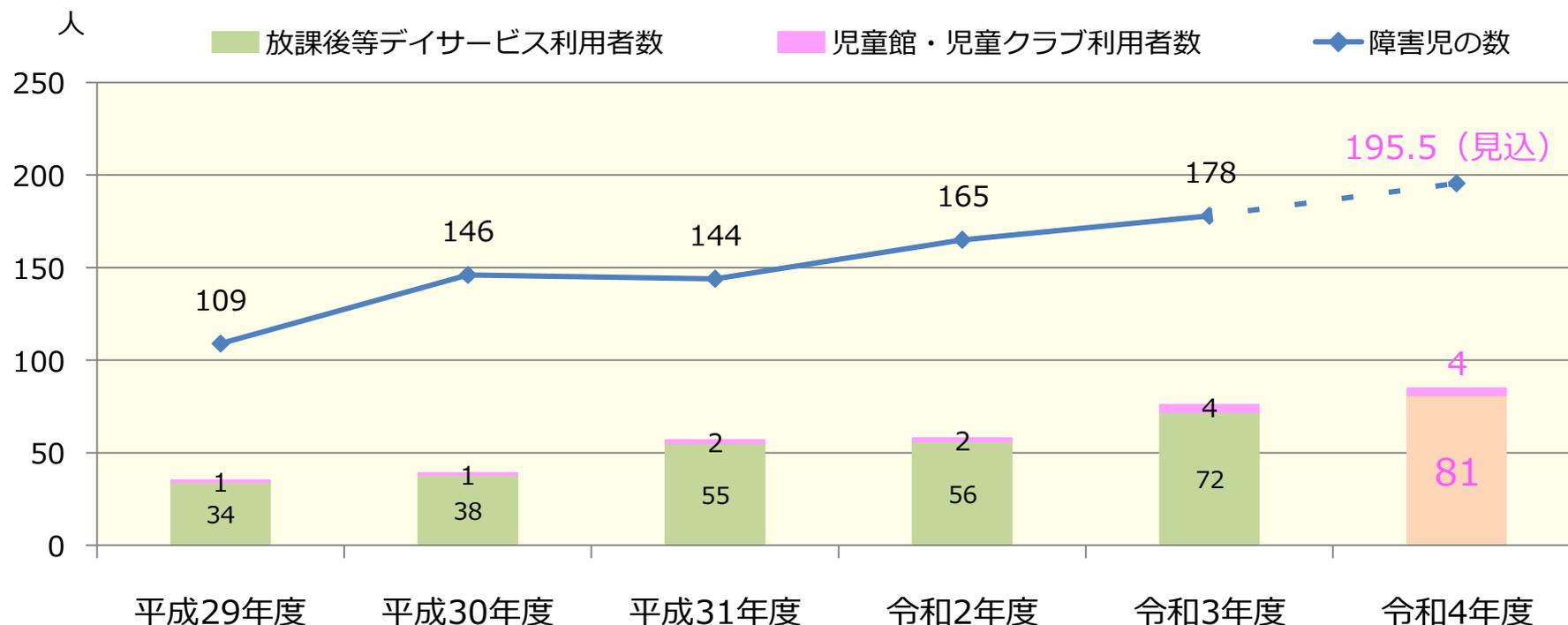


## I 東御市の子ども・子育てを取り巻く状況④

### ◆ 放課後等デイサービス事業の利用者数の推移

- ・放課後等デイサービスの利用児童数は、毎年、増加（5年前の2.1倍）。近年特に、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の増加が目立っている。一方、放課後児童クラブでの受け入れは少ない。

### 障害児の放課後等デイサービス利用の推移



## Ⅱ 子どもサポートセンターの目指すもの

**“すべての子どもが、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現”**

**とは、いうものの…言うは易し…**

- ◆ 子どもは家庭を基盤として、地域や学校など、様々な場所において多くの人と接する中で成長する。この関わりなくして子どもは成長することができない…。
- ◆ 子どもの健やかな成長のためには、親としての成長も支え、その責任を果たせるようにすることも大事。子どもと家庭をしっかりと支えていくことが必要…。
- ◆ すべての子どもを大切に守り育てるためには、“誰ひとり取り残さない”を社会全体で共有し、地域全体で子育て家庭とを支えていくことが必要…。

**今や、単一分野の専門性のみでは実現することが困難**

### Ⅲ 子どもサポートセンターの基本姿勢

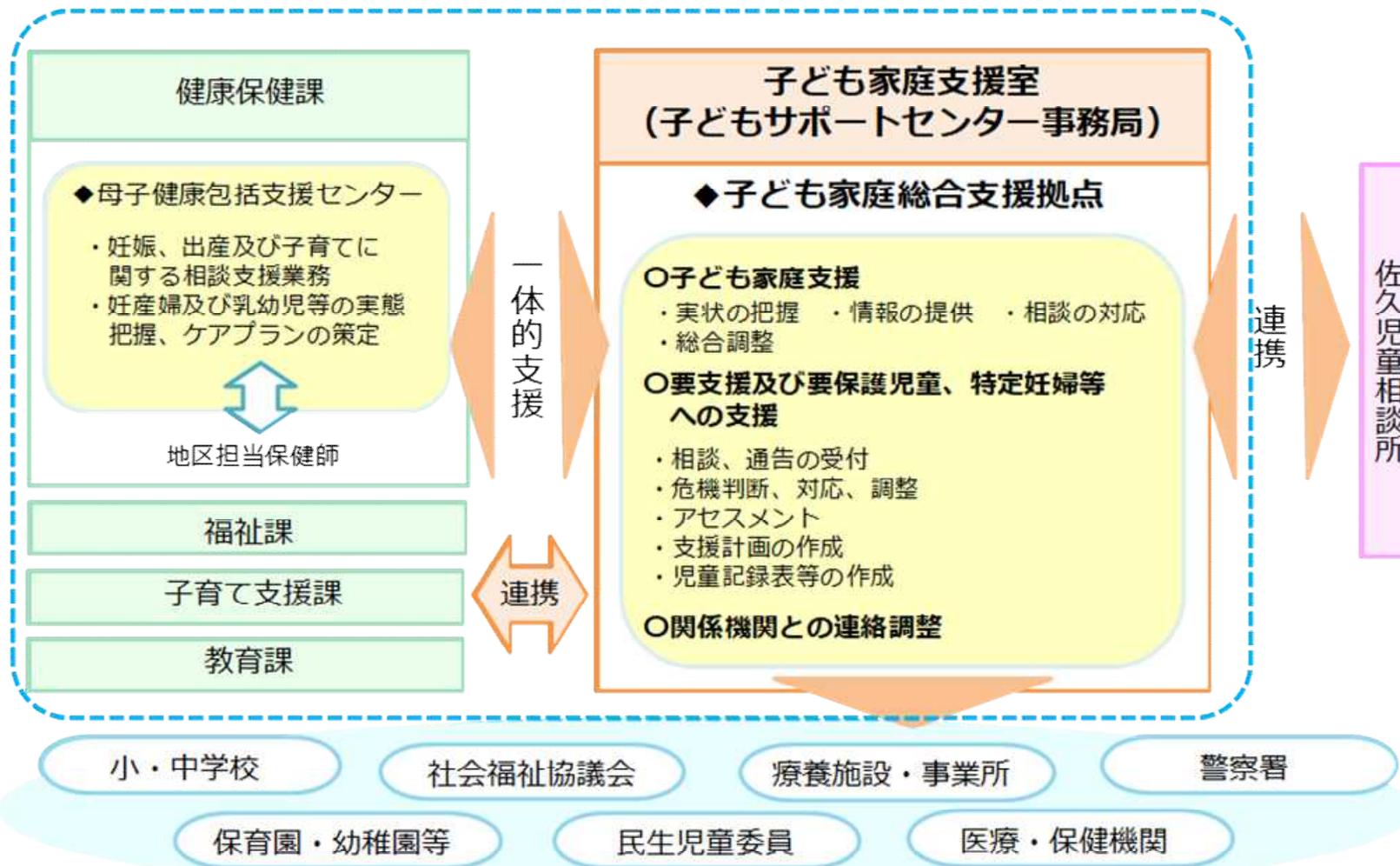
**妊娠期から概ね18歳までのすべての子ども・家庭を対象として  
保健・福祉・子育て・教育・地域がネットワークを形成し  
継続的で切れ目のない支援を行う。**

- ◆ 妊産婦・乳幼児等における妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、寄り添える関係性を築くことにより、子どもが大人になるまでの一連の成長過程において切れ目のない継続的な支援を行う。(⇒「子育て世代包括支援センター」機能)
- ◆ 子どもの発達や虐待といった、子どもや家庭が抱える様々な課題に対応するため、知見を有する専門職を配置することにより、専門的知見に基づく「チーム支援」を行う。(⇒「子ども家庭総合支援拠点」機能)
- ◆ 困難が生じてから対処するのではなく、困難が生じる前に、早期発見・早期支援が何より大切という視点に立って、教育・啓発を重視した予防的な関わりに取り組む。

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを包括的に支援する

## IV 子どもサポートセンターの連携体制

### 東御市子どもサポートセンター



※東御市は佐久児童相談所が管轄しています。

## V 子どもサポートセンター事業計画（令和4年度）

### 目標1 待ちの支援から、予防的な関わりによる“切れ目のない支援”

相談に来ることを待っていては本来支援が必要な子どもや家族にアプローチすることが難しいため、困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを充実させる。

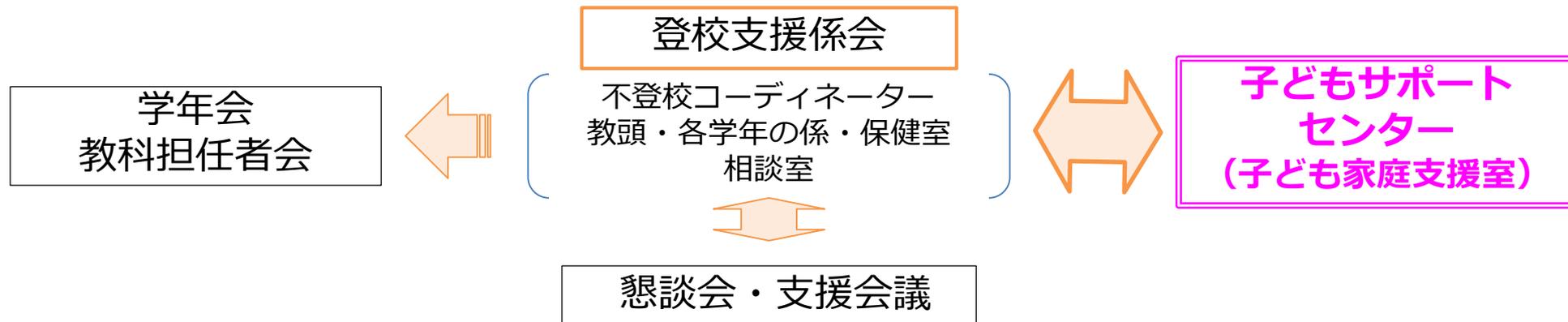
- 子どもサポートセンター機能の充実（子ども家庭総合支援拠点+子育て世代包括支援センター+地域子育て支援拠点の一本化）
- 子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、分野横断的に連携支援チームが把握し共有して予防的支援につなげる。（情報システム連携とスタッフ連携）
- 保護者と支援にあたる専門職が子どもの発達特性を早期にキャッチすることができるよう、保護者自身が子供の発達を学ぶ学習会（3回）、専門職向けの研修（2回）を開催。
- 「声掛け」を糸口に、心理士等のアウトリーチ支援により、早期から発達段階に応じた適切な支援を展開。

## V 子どもサポートセンター事業計画（令和4年度）

### 目標2 不応適・不登校要因の的確な把握と早期支援

家庭環境や発達課題に起因した不登校を解消するためには、家庭への直接的な働きかけが求められることを踏まえ、家庭・学校・センターがつながる仕組みを確立し、初期段階から組織的・計画的な支援につなげる。

- 学校における「登校支援係会」で得た情報をもとに、心理的支援といった専門的な対応も含め「支援チーム」が本人・家族に寄り添い、解決を図る。



## V 子どもサポートセンター事業計画（令和4年度）

### 目標3 地域で共に支えあう“地域共生型”の居場所づくりの推進

様々な困難に直面している子ども・家庭の孤立を防ぎ、地域の中で様々な人とつながり、ふれあい、社会性や人間性を育てていくための“地域とつながる居場所”づくりを推進します。

- 「常設型」の居場所の開設や地域の皆さんが自発的に取り組まれている居場所づくり事業を後押しするための支援制度の創設。（7月）
- “地域共生型”の居場所づくりに向け、子どもの居場所づくり検討会議（仮称）を設置し、そのあり方を検討。（7月～12月）
- 子どもの放課後を支える居場所（児童館・放課後児童クラブ・放課後子供教室・放課後等デイサービス事業・居場所づくり事業）の一体的実施や相互に連携させていくための仕組みづくり（～R5.3月）

## VI 子どもの居場所づくり事業の展開

- ◆ 子どもと家庭をめぐる問題は多様化しており、困難な状況に置かれた家庭の子どもたちは、食生活や生活リズムの乱れ、学習の遅れなど、様々な困難に直面している。
- ◆ すべての子どもと家庭が、孤立・孤独になって地域から取り残されないように、地域全体で子どもたちの学びと成長を支える仕組みづくりが求められている。
- ◆ 子どもを含む若年層から大人に至るまで、誰一人として取り残されることがないように、“地域社会とつながる居場所”を段階的に拡充する。

様々な地域資源と連携して地域で共に支えあう  
“地域共生型”の居場所づくりを推進

【R4年度】

### ◆ 「常設型」の居場所“くるmeプラス”の開設

…新たに常設型の居場所を開設し、その運営を社会福祉協議会へ委託。

### ◆ 居場所づくりを行う市民活動団体への支援制度を創設

…地域の市民活動団体が行う「子どもの居場所づくり」を後押しするための支援制度の創設。

# こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

## 強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管  
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

## 体制と主な事務

### 企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

### 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障  
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示)など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

### 支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

## 施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

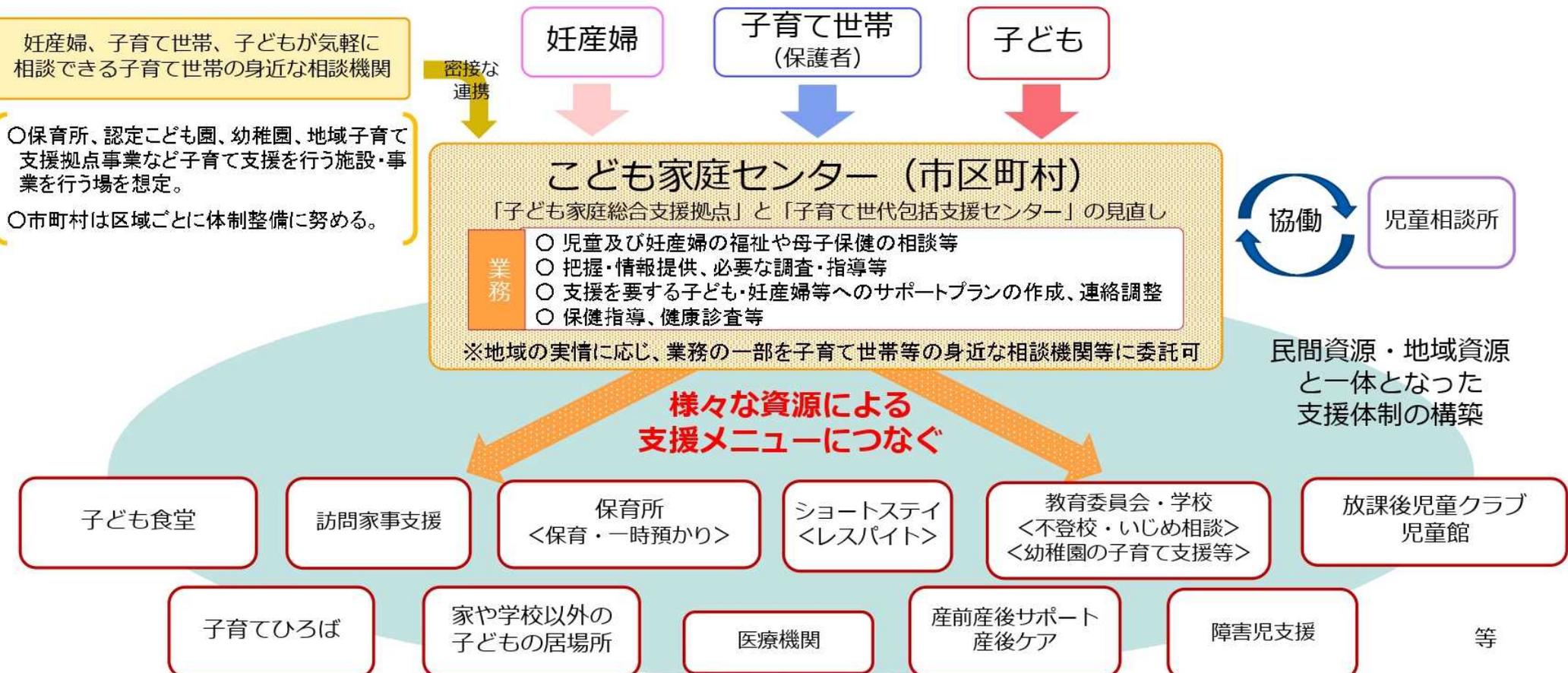
# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

密接な連携

妊産婦

子育て世帯  
(保護者)

子ども

## こども家庭センター（市区町村）

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可



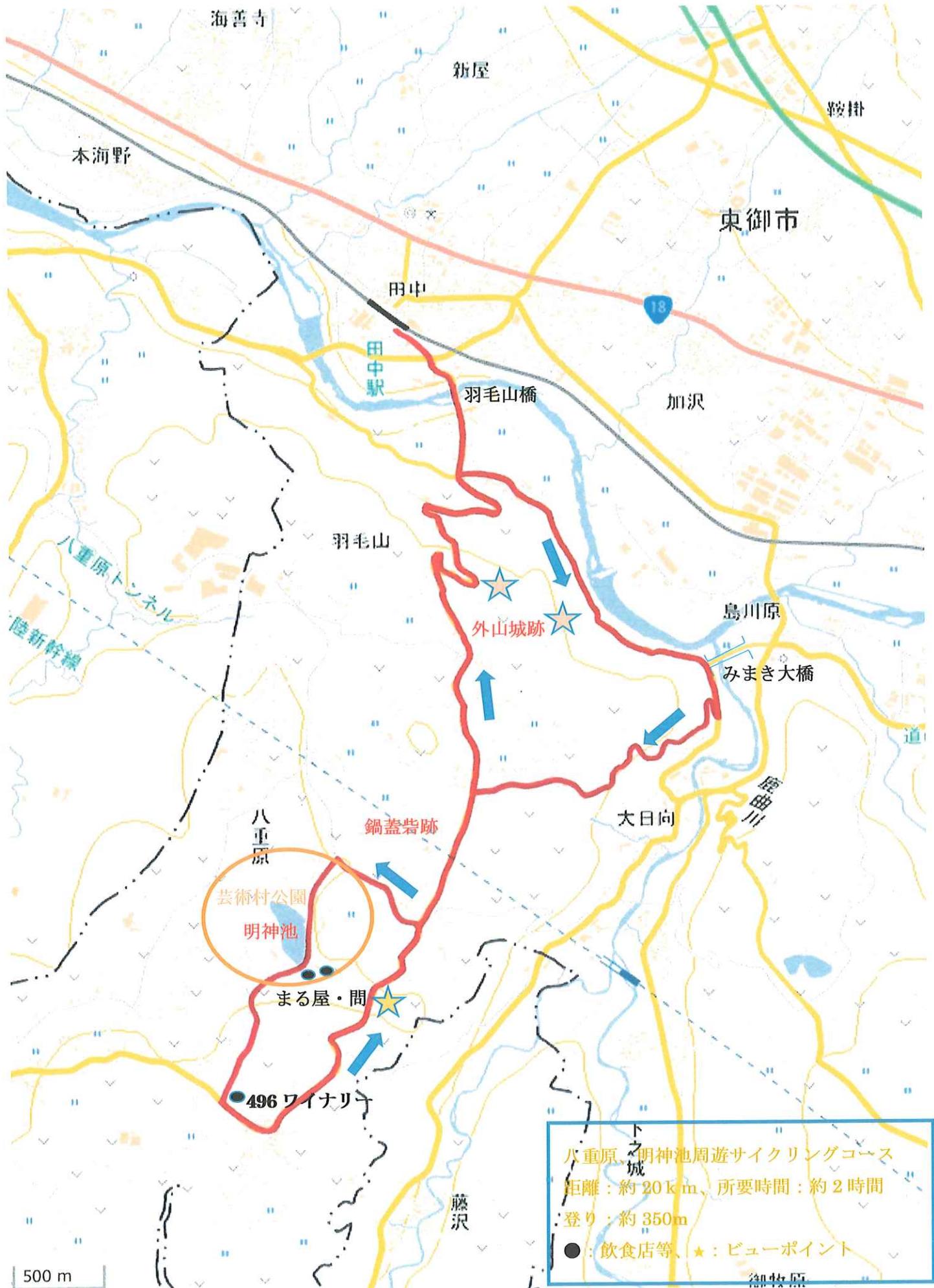
児童相談所

民間資源・地域資源  
と一体となった  
支援体制の構築

## 様々な資源による 支援メニューにつなぐ

- 子ども食堂
- 訪問家事支援
- 保育所  
<保育・一時預かり>
- ショートステイ  
<レスパイト>
- 教育委員会・学校  
<不登校・いじめ相談>  
<幼稚園の子育て支援等>
- 放課後児童クラブ  
児童館

- 子育てひろば
- 家や学校以外の  
子どもの居場所
- 医療機関
- 産前産後サポート  
産後ケア
- 障害児支援  
等



柵津・海野宿周遊コース

距離：約 20 km、所要時間：2 時間

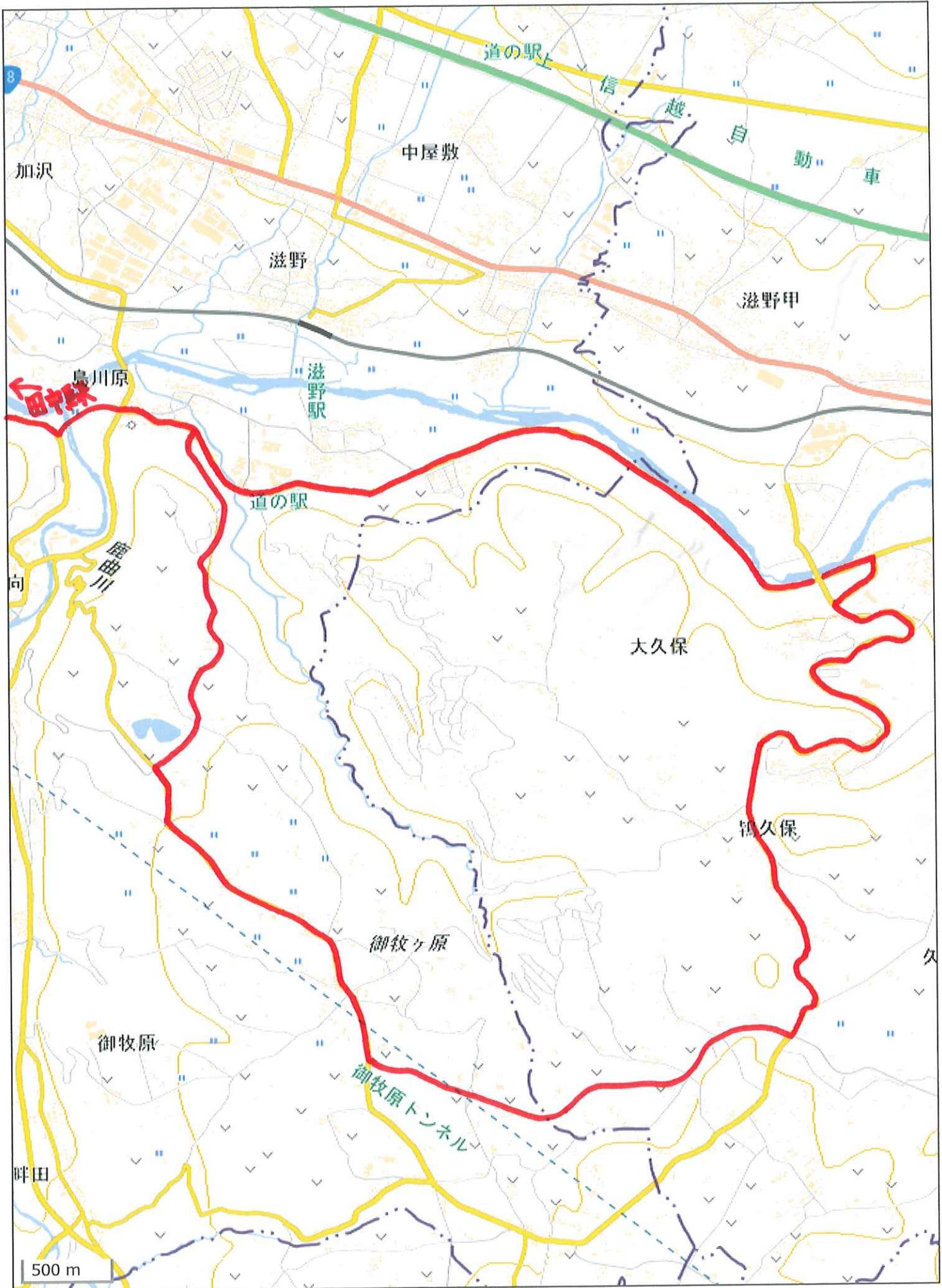
登り：約 200m

●：飲食店等、★：ビューポイント



# 地理院地図

GSI Maps





# コース情報

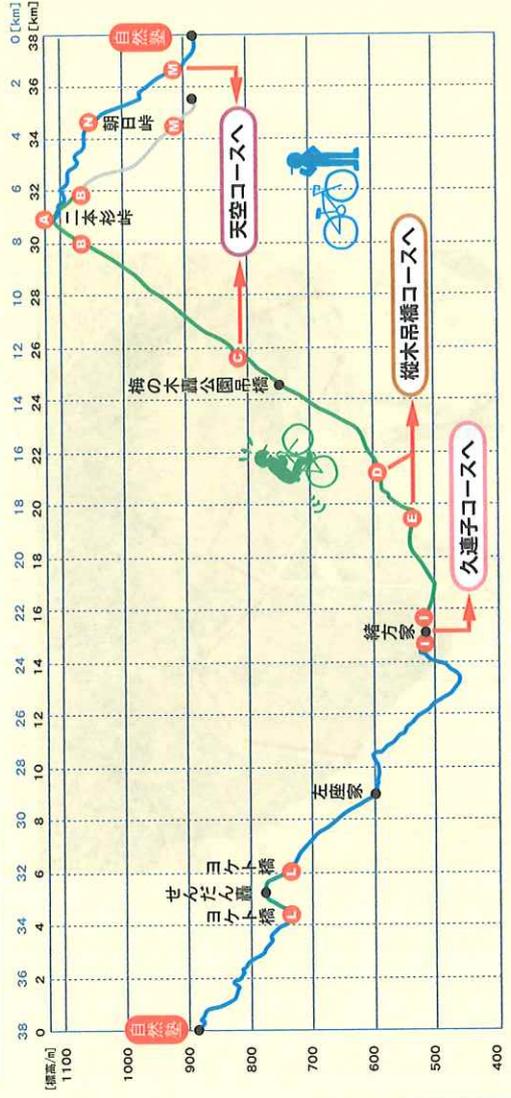
記載されている時間(分)情報は、自転車での移動(実測)時間です。参考(目安)時間としてご利用下さい。



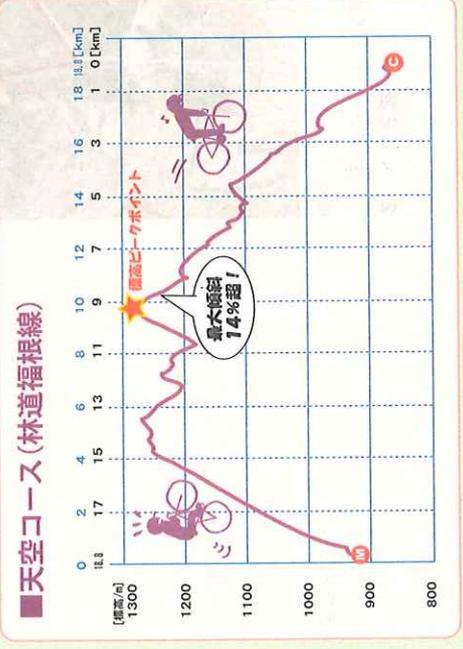
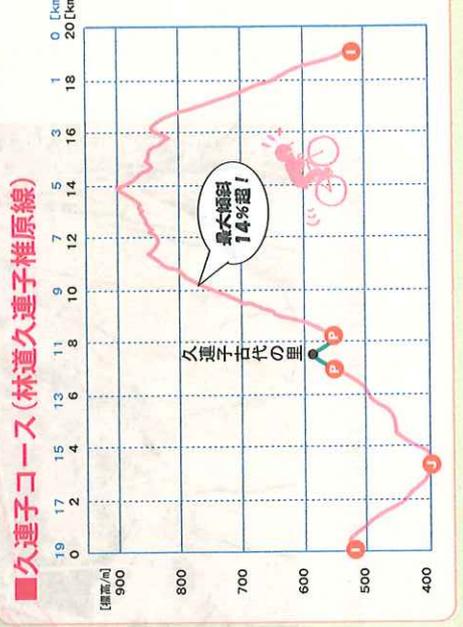
## 走行注意POINT

- 水溜りに注意
  - 排水溝に注意
  - 落石に注意
  - 路面の砂に注意
- ※服装に注意！  
天候が変わりやすいので要注意。  
※補助食や飲料水の準備を忘れずに！  
※バンク修理キットを忘れずに！  
※携帯電話の圏外エリア多！  
通話エリア拡大中
- ※災害や改良工事等で時間通行止めが行われる場合があります。事前の状況確認をお願いします。
- 参考サイト「五箇荘ねっと」  
<http://www.gokanosyo.net/>

## 五家荘周回コース(風の四季彩ロードスタンダードコース)



## オプションコース



## コース別 標高・距離 早見表

※オプションコースも 見どころがたくさんあります！

